

野々市市地域防災計画

第 I 編 一般災害対策編

第 1 章 総則

第 2 章 一般災害予防計画

第 3 章 一般災害応急対策計画

第 4 章 復旧・復興計画

第 5 章 複合災害対策計画

第 1 章の構成

節	項	担当班	頁
第 1 節 目的			1-1-1
第 2 節 市及び防災関係機関 等の責務と処理すべ き事務又は業務の大 綱			1-2-1
第 3 節 市民等の基本的責務			1-3-1
第 4 節 地域の特質と既往の 災害	1 位置及び地勢 2 気候 3 社会的要因とその変化 4 野々市市に大きな被害を及ぼした過 去の主な災害（風水害・大雨等）		1-4-1

第 1 章 総則

第 1 節 目的

野々市市地域防災計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、野々市市防災会議が作成する計画であり、野々市市及び関係機関等が協力して、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、地震、洪水等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項について定め、防災対策に万全を期し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

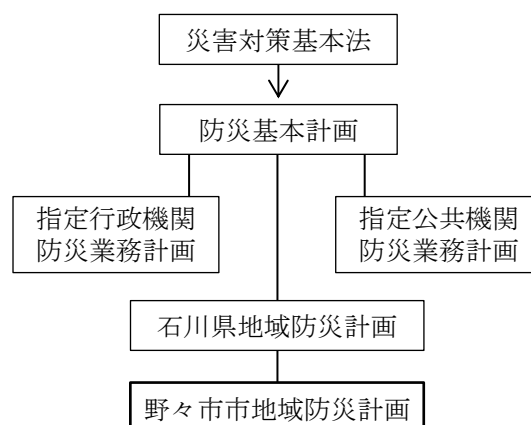
また、災害対策の実施に当たっては、市及び関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために消防団、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

なお、市は、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、財政調整基金等の積立、運用等に努める。

- 1 市、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 災害発生時の未然防止又は被害の軽減を図るため、防災施設の整備及び市民への防災知識の普及等に関する災害予防計画
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画
- 4 災害発生後、被災した諸施設を復旧するなど、将来の災害に備える災害復旧・復興計画その他必要な計画

市地域防災計画の位置づけ



第2節 市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する各防災関係機関及び区域内の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、全機能を有効に発揮し、相互協力して市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
野々市市	(1) 野々市市防災会議に関する事務に関する事。 (2) 防災に関する施設の整備に関する事。 (3) 防災思想の普及、教育及び訓練に関する事。 (4) 自主防災組織の育成及び指導に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事。 (6) 警報の伝達及び避難指示に関する事。 (7) 災害の防御及び拡大防止の対策に関する事。 (8) 県及び自衛隊の応援要請に関する事。 (9) 被災者の救助及び医療に関する事。 (10) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関する事。 (11) 災害時における文教対策に関する事。 (12) 市の管理に属する被災施設の応急対策及び復旧対策に関する事。 (13) 被災施設の復旧対策に関する事。 (14) 被災産業に対する融資等の対策に関する事。 (15) 管内関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (16) 災害対策に関する他の自治体との相互応援協力に関する事。 (17) 災害に関する広報に関する事。 (18) 災害による被害状況の調査及び報告に関する事。 (19) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する事。 (20) 警戒区域の設定、交通対策及び輸送に関する事。 (21) 避難所の開設及び運営に関する事。
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	(1) 消防力の整備に関する事。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関する事。 (3) 救出救助及び救護措置に関する事。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関する事。
白山警察署 野々市交番 野々市北交番 野々市南交番	(1) 災害時における犯罪予防など社会秩序の維持に関する事。 (2) 災害時における交通の確保及び規制に関する事。 (3) 情報の収集及び連絡に関する事。 (4) 救出救助及び避難誘導に関する事。 (5) 遺体の検視及び身元確認に関する事。
石川県	(1) 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整に関する事。 (2) 市町が処理する事務、事業の指導及び総合調整に関する事。 (3) 災害救助法適用時の諸対策に関する事。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
石川土木総合事務所		(1) 管内県道の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 (2) 管内公共土木施設の防災対策に関すること。 (3) 管内県道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 管内県道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
石川中央保健福祉センター		(1) 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること。 (2) 災害時の健康管理活動に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。
(社福) 野々市市社会福祉協議会		(1) ボランティアの受け入れ等に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
指定 地方 行政 機関	北陸財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 (4) 提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の情報提供に関すること。（平時における定期又は随時の情報提供を含む） (5) 国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） (6) 災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	北陸農政局 農林水産省政策統括官（災害用米穀）	(1) 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。 (2) 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、生鮮食品等の需給計画の作成の指導に関すること。
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	(1) 一般国道指定区間の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 (2) 管内公共土木施設の防災対策に関すること。 (3) 管内国道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 管内国道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
	大阪航空局 小松空港事務所	(1) 飛行場、航空保安施設の整備及び防災管理に関すること。 (2) 災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区气象台 金沢地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設整備に関すること。 (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
	北陸総合通信局	(1) 災害時における非常通信の確保に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	石川労働局	(1) 災害時における産業安全に関すること。
自衛隊		(1) 災害時における人命及び財産保護のための予防活動並びに救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関	日本郵便(株) 新金沢郵便局 金沢南郵便局	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便貯金、簡易保険等の非常取扱いに関すること。
	北陸電力(株)(石川支店) 北陸電力送配電(株)(石川支社)	(1) 災害時の電力需給確保及び災害復旧に関すること。 (2) 電力施設の整備及び防災対策に関すること。
	NTT西日本(株) 北陸支店	(1) 通信施設の整備及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の確保及び気象特別警報、警報、注意報等の伝達に関すること。
	KDDI(株)北陸総支社	
	(株)NTTドコモ 北陸支社	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)北陸営業支店	
	ソフトバンク(株)地域総務部(北陸)	
	楽天モバイル(株) 金沢支社	(1) 鉄道施設の安全対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道等による人員及び物資の輸送確保に関すること。 (3) 旅客の避難及び救護に関すること。
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
	日本鉄道貨物(株) 金沢支店	
	日本銀行 金沢支店	(1) 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社 石川県支部	(1) 災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の取り扱い等に関すること。 (2) 義援金の募集及び配分に関すること。 (3) 日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 (5) 救護所の開設に関すること。
	日本放送協会 金沢放送局	(1) 気象等予警報の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。
	中日本高速道路(株) 金沢支社	(1) 高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 (2) 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日本通運(株)金沢支店	(1) 災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
福山通運(株)金沢支店		
佐川急便(株)北陸支店		

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	ヤマト運輸（株）金沢主管支店	(1) 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること。
	イオン（株）	
	ユニー（株）	
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	
	(株)ローソン	
	(株)ファミリーマート	
	(株)セブン&アイ・ホールディングス	
指定地方公共機関	北陸鉄道（株）	(1) 災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送に関すること。
	I Rいしかわ鉄道（株）	
	(株)北國新聞社	(1) 災害時における広報活動に関すること。
	(株)中日新聞 北陸本社	
	北陸放送(株)	(1) 気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。
	石川テレビ放送(株)	
	(株)テレビ金沢	
	(株)エフエム石川	
	北陸朝日放送(株)	
	(公社) 石川県医師会	(1) 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。
	(公社) 石川県看護協会	(1) 災害時における看護活動に関すること。
	石川県治水協会	(1) 河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。
	(一社) 石川県エルピーガス協会	(1) 災害時におけるLPガス施設の応急復旧に関すること。 (2) 災害時におけるLPガスの安定供給に関すること。
	(一社) 石川県歯科医師協会	(1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
	(公社) 石川県薬剤師協会	(1) 災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること。
	(公社) 石川県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
	(一社) 石川県建設業協会	(1) 災害時における応急対策工事に関すること。
金沢エナジー株式会社	(1) 災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。	
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	野々市農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 食料など物資確保についての協力に関すること。 (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (4) 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。 (5) 農業生産資材の確保又はあっせんに関すること。 (6) 農産物の需給調整に関すること。
	商工会	(1) 被災商工業者に対する融資又はあっせんに関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	医師会及び病院等医療機関	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 (2) 災害時における受入患者に対する医療の確保に関すること。 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産、救助及び救護に関すること。
	高齢者及び障害者福祉施設	(1) 災害時における施設利用者の安全確保について (2) 災害時における要援護者の受入についての協力又はあつせんに関すること。
	野々市市建設業協同組合 野々市市管工事協同組合 野々市市造園業協同組合	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。
	(株) えふえむ・エヌ・ワン	(1) 気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。
	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他重要な施設の管理者	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。

なお、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第 3 節 市民等の基本的責務

全ての市民、事業者、団体等が「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」自助共助を基本的な責務とし、災害時に人的被害等を軽減させるための備えを充実するよう努めるものとする。

- 1 災害についての正しい知識と行動力を身に付ける。
- 2 災害から自分の身を守るために必要な準備を行う。
- 3 災害に強いまちづくりのために、日頃から地域の活動に積極的に協力する。
- 4 地域の実情に合わせて、自主防災組織を結成し、訓練など自主防災活動に積極的に参加する。
- 5 災害時は、消火活動、救出救護活動、避難支援など隣近所で助け合い、被害を軽減させるため、一人ひとりが最大限に努力する。

第 4 節 地域の特質と既往の災害

1 位置及び地勢

(1) 位置の概要

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約 5 km の距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接している。

本市の面積は 13.56 km²（県域の 0.32%）、東西 4.5km、南北 6.7km の山や海の無い平坦地であり、本市の区域内の海拔最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）である。

本市の人口は、令和 2 年国勢調査の確定数で 57,238 人であり、1 km²当たりの人口密度は 4,221 人と県内ではもっとも高い。

野々市市役所の位置を経緯度でみると次のとおりである。

所在地…野々市市三軒一丁目1番地

北緯…36度31分01秒

東経…136度36分48秒

(2) 地形の区分

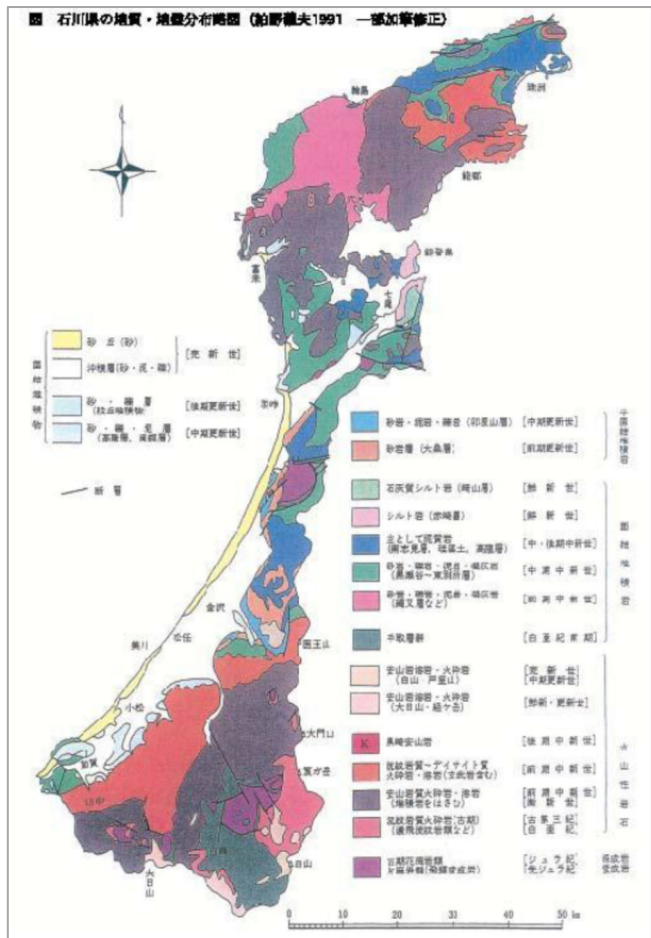
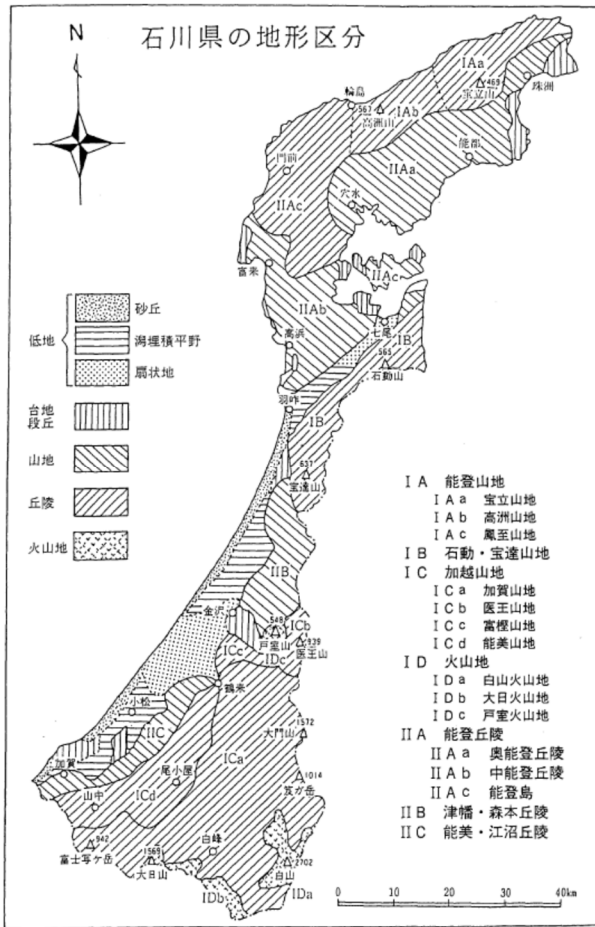
県内の地形区分は下表に示す 4 つに大別され、本市は「加賀低地域」に含まれる。

ア 北・中部区域	北部区域	能登山地、能登丘陵、邑知低地帯
	中部区域	石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
イ 南部区域		能美・江沼丘陵、加越山地
ウ 加賀低地域		※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域、加越山地は福井・岐阜・石川・富山県にわたる加賀美濃山地の一部に相当する区域をいう。

(3) 地質

本市が含まれる「加賀地域」は、南部の山地に基盤の片麻岩類や中生代の地層が露出し、それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布しており、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には、砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含むいくつかの第四紀火山がある。

石川県の地形区分と地質・地盤分布図



出典：石川県地域防災計画

2 気候

本市に最も近い気象庁の観測地点である金沢地方気象台における本市の年間平均気温の平年値(1991年～2020年の30年間の平均)は、15.0℃、月別平均気温では最低が1月の4.0℃、最高は8月の27.3℃となっている。また、年間平均降水量の平年値は、2,401.0mmであり、日最大降水量は332.0mmである。

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、日本有数の多雪地で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。

3月に入るとフェーン現象により空気が乾燥するので火災が発生しやすくなる。

6月になるとオホーツク海高気圧が停滞して強まり、太平洋高気圧との間に梅雨前線が形成され、北陸地方も6月中旬前半に梅雨入りし、梅雨の明ける7月下旬前半まで梅雨空が続き、特に梅雨末期には、豪雨に見舞われて、被害を引き起こすことがある。

9月に入ると、太平洋高気圧が後退し始め、本州の南岸に秋雨前線が停滞して天気の悪い日が多く、冬季を除くと7月と9月は、降水量が多い。また、台風が日本に上陸するようになる。

11月になると大陸の高気圧が発達するようになり、しぐれ現象が始まり、やがて平野部でも初雪が降り冬を迎える。(※観測データは、金沢地方気象台資料)

3 社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

本県の人口は、加賀地方の都市部において増加してきており、市街地では過密化、高層化が進展してきている。

このため、オープンスペースの減少等により、災害時には、被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

一方、能登地方などの過疎地では、人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたしているところもみられる。

(2) 工業化の進展

本県は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工場自体が災害発生危険性を内蔵していることなど地域に及ぼす影響が大きく被害拡大の危険性を高めている。

(3) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(4) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(5) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

(6) 交通機関の発達

自動車保有台数は、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

(7) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(8) 情報通信技術の発達

効果的・44 効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

4 野々市市に大きな被害を及ぼした過去の主な災害（風水害・大雨等）

年月日（西暦）	災害の種類	概 要
昭和25（1950）年 9月3日	ジェーン台風	<ul style="list-style-type: none"> ジェーン台風は、9月3日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 金沢：気圧981.5hPa、最大瞬間風速 42.8m/s 被害状況：死者18、行方不明者6、負傷者298、住家全壊390、住家半壊3,868、床上浸水459、床下浸水1,071など 被害総額 414,270万円 9月5日、県下全域に災害救助法適用
令和4（2022）年 8月4日～9月1日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気が非常に不安定となり、大雨となった。 各地の合計雨量 3日から5日：輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日：輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日：輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日：輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm 被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額1,241,745万円 8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、（能美郡）川北町